

2026 年 3 月

東京未来大学に出願・入学予定の皆様

東京未来大学  
学長 塚本伸一

## 「こども性暴力防止法（通称）」の施行に伴う留意点について

令和 6（2024）年に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）」という法律が成立しました。

この法律の施行により、学校や保育所、学習塾など、子どもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

その一環として、令和 8（2026）年 12 月 25 日（予定）以降に幼稚園教諭免許状、小学校教諭免許状を取得するために行われる教育実習、介護等体験といった活動の際、実習施設（事業者）から実習生に関する性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、以下のとおり留意点をお知らせします。

- ・ 実習計画において、子どもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が子どもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- ・ 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- ・ 性犯罪前科があると確認された者は、子どもと接する実習はできないこととなります。
- ・ 実習前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- ・ 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより教員免許状の資格取得ができなくなる可能性があります。

### <こども性暴力防止法に関する詳細>

こども家庭庁のホームページに詳細が掲載されていますので、ご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



<本件に関するお問合せ先>

東京未来大学 通信教育部

TEL：03-5813-2530